

## **[事案 2023-8] 損害賠償請求**

・令和5年10月24日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険会社の案内不足を理由に、既払込保険料相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成16年5月に乗合代理店を通じて契約した終身保険について、以下等の理由により、払済終身保険への変更取扱が導入された時点以降の既払込保険料相当額を損害賠償してほしい。

- (1)本契約は、保障内容に対して保険料が高額であり、加入から10年経たずに既払込保険料総額が保険金額を超過し、長期間加入する合理性がない。
- (2)平成25年9月に払済終身保険への変更取扱が導入された時点で、書類による通知という形式的な方法ではなく、電話や訪問という理解しやすい形で契約変更を提言すべきであり、誕生月に祝いの電話をする代わりに、契約の即時変更を提言するのが、企業の倫理的責任である。
- (3)契約は亡くなった妻に一任しており、契約内容を全く理解していない。申込書の保険料欄に月額か年額かが明記されておらず、保険証券にも月額か年額か明記されていないことから、実質的に契約した亡妻は、保険料が年間費用だと誤認していた可能性が高い。保険内容を見直す機会があったとしても、月払いとの明記がなく、契約の見直しがしづらい状況にあった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、告知書の提出や医師の診査を省略して一生涯の死亡保障を提供するために開発した商品であり、一般的な終身保険よりも保険料は割高となっている。
- (2)平成25年9月から払済終身保険への変更取扱を導入し、申立人へは平成26年4月に案内を送付した。
- (3)パンフレットには、「月額保険料」と記載された表に年齢・性別ごとに区分された保険料が記載されており、申込書にも「払込方法 月払い」との記載がある。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社の案内不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。